【社会保険・労働保険とは？】

「知らないうちに、給料から保険料が引かれるが、どんな仕組みだろうか？」、「毎月の社会保険料って高い！」と思っていらっしゃる人は多いのではないでしょうか？
高い保険料を支払っているわけですから、有効に活用しましょう。

◆　社会保険制度の構成

○　会社に勤めている人の場合

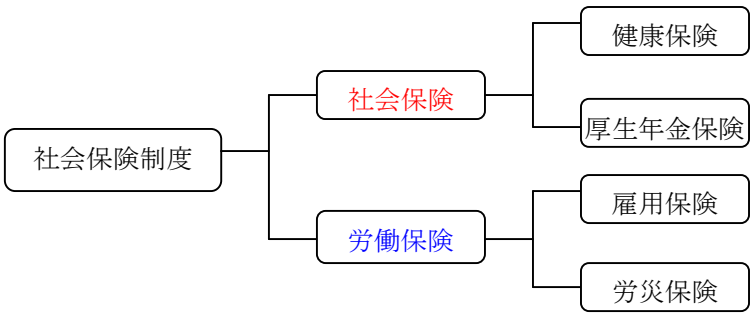

◆　会社の加入条件

○　健康保険・厚生年金保険

法人で常時勤務している従業員が 1 人でもいれば、加入することになります。また、個人事業者でも常時勤務する従業員が 5 人以上いれば、加入することになります。

○　雇用保険・労災保険

雇用保険は、次の「従業員の加入条件」に該当する人が 1 人でもいれば、加入することになります。

労災保険は、勤務時間の長短や雇用形態に関係なく、従業員が 1 人でもいれば加入することになります。

◆　従業員の加入条件

□　健康保険・厚生年金保険

常時勤務する従業員は加入し、契約社員やパートの人でも勤務時間、勤務日数が正社員の概ね 3/4 以上であれば、加入することになります。

□　雇用保険

従業員が **31日**以上勤務　する見込みがあり、かつ週平均 20 時間以上働く場合に加入することになります。

□　**労災保険**

法人や自営業など、どのような形態であっても、そこで働く従業員は誰でも自動的に加入することになります。

☒　社会保険の給付内容

健康保険（協会けんぽ）

□　**病院で診察を受けたとき**

医療費のうち自己負担額は、3 割になります。ただし、70 歳以上の方は 1 割（高所得者は 3 割）、小学校入学前のお子さんは 2 割負担となっています。

□　**入院や手術などで高額の医療費を支払ったとき**

自己負担額が下記の金額を超えた場合に、高額療養費が支給されます。(70 歳以上の場合や世帯で複数対象者がいる場合は計算が異なります)

・　高額所得者　　150,000 円＋（医療費－500,000 円）×1%（標準報酬 53 万円以上の方）
・　一般の方　　81,000 円＋（医療費－267,000 円）×1%
・　低所得者　　35,400 円

□　**病気やケガのために 4 日以上会社を休んだとき**

療養のため労務不能で継続して 3 日間休業したときは、4 日目より、1 日につき給与の 2/3 相当額が支給されます。(最長 1 年 6 ヵ月)

＊条件を満たした場合は、退職後も支給されます。

□　**出産のために会社を休んだとき**

産前 42 日、産後 56 日に休業した日について、出産手当金として、給与の 2/3 相当額が支給されます。＊資格喪失後の支給は廃止されました。

□　**子供が生まれたとき**

妊娠 4 ヵ月以上（85 日以上）の出産について、生産・死産・流産等にかかわらず、一時金が 1 児につき 42 万円支給されます。(ただし、産科医療補償制度医療機関以外で出産した場合は、39 万円が支給されます)

□　**死亡したとき**

従業員、扶養家族ともに 5 万円が支給されます。

厚生年金保険

□　**定年退職したとき**

厚生年金への加入期間と納めた保険料額に応じて、老齢厚生年金が支給されます。

（ただし、年齢によります）

□　**60 歳以降も働くとき**

会社から支給される給与額に応じて、老齢厚生年金が一部減額されて支給されます。全額不支給となる場合もあります。

□　**ケガや疾病で障害が残ったとき**

障害の程度（1～3 級）に応じて、障害厚生年金または一時金が支給されます。

□　**死亡したとき**

厚生年金に加入している従業員本人が死亡した場合、遺族の生活を保障するために遺族厚生年金が支給されます。

雇用保険

□　**育児のために休業するとき**

産後 57 日から子供が満 1 歳（一定の場合は 1 歳 6 ヵ月）に達するまでの間に休業すると、給与の50%相当額が支給されます。（職場復帰給付金は廃止）

□　**介護のために休業するとき**

対象家族の介護のために休業したとき、給与の 40%相当額が支給されます。(最長 3 ヵ月間)

□　**60 歳以降の給与が下がったとき**

60 歳以降も働き続ける場合で、従前の給与と比べて 75%未満に低下したときは、新しい給与額の最大 15%相当額が 64 歳まで支給されます。

□　**失業したとき**

求職の申込みをすることにより、給与の 50～80%相当額が①離職理由②雇用保険加入年数③年齢に応じて、90 日～360 日分支給されます。

□　**能力向上のため指定講座を受講したとき**

支払った受講料の 20%相当額が支給されます。支給額の上限は 10 万円です。

＊被保険者期間 3 年以上が対象ですが、初回に限り 1 年以上でも受給可能。

労災保険

□　**仕事中にケガをして病院に通うとき**

原則として、治療費には自己負担がありません。

□　**仕事中のケガが原因で休業するとき**

休業した日数に応じて、1 日の給与額の 80%相当額が支給されます。

□　**仕事中のケガが原因で障害が残ったとき**

障害の程度に応じて、障害年金（1～7 級）または障害一時金（8～14 級）が支給されます。